

## 令和6年第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月10日（水） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所会議室1
3. 出席委員 11名  
中村英子 那須千代 安田鷹嗣 小森公明 上村博文  
境 良一 芥川高一 鎌賀和夫 太田桂子 宮本久美子  
加悦雅浩
4. 欠席委員 1名  
芥川清二
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 安田委員 上村委員
6. 議 事
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の同意について
  - (4) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
  - (5) 報告第2号 許可不要転用届について

事務局 あらためまして明けましておめでとうございます。只今から令和6年第1回農業委員会総会を開催いたします。本日、芥川清二委員ご欠席ですが、出席委員が定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 明けましておめでとうございます。昨年は、委員の任期を迎え新たに就任された委員方、また継続された委員方25名体制で遂行してきました。新任委員の研修等新たな試みを実施してきました。今年も継続して行きたいと思っています。また、今年も遊休農地の解消や多々な課題事項に

ついて農業委員、最適化推進委員、事務局と一体となって取り組んでいきたいと思っています。2024年が皆様にとって飛躍の年となる様ご協力の程よろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、安田委員さんと上村委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号1番について確認委員の中村委員よりご説明をお願いします。

中村委員 所在等については記載事項のとおりでありました。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は3ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地は自宅の隣接地で、農業年数は37年、農機具を所有し、主たる作物は米、露地野菜になり、3条の要件は満たしているものと思われます。また、議案43号5条申請の3番とも関連しており、申請地を自己所有農地と交換して、苗床として利用していました。今回名義変更に伴い、申請があったものです。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

- 境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の上村委員よりご説明をお願いします。
- 上村委員 前回の総会で保留となった案件です。詳細については、事務局より説明をお願いします。
- 境議長 確認委員からのとおり補足説明を含め経緯等について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は4ページをご覧ください。申請地までの通作距離は約2.5kmで、農業年数は45年、農機具を所有し、主たる作物はから芋、かぼちゃ、梅になり、3条の要件は満たしているものと思われます。こちらは前回総会で申請内容に疑義があったため承認されなかった案件です。申請内容について申請者に再度確認し、自作地の面積と貸付地の面積に誤りがあったため修正がありました。以前は経営農地14,240㎡ですべて自作地とされてましたが、自作地が5,338㎡、貸付地が7,145㎡に修正されました。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので申請番号2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員の上村委員よりご説明をお願いします。
- 上村委員 親子間の貸し借りで特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は5ページをご覧ください。申請地までの通作距離は約2kmで、農業年数は35年、農機具を所有し、主たる作物は水稲、野菜になり、3条の要件は満たしているものと思わ

れます。農業者年金経営移譲年金のため親子間での使用貸借の再設定です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので申請番号3番については承認致します。次に申請番号4番について確認委員の長溝委員よりご説明をお願いします。

長溝委員 親子間の貸し借りで特に問題ないと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は6ページをご覧ください。申請地までの通作距離は車で5分、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は米、ミニトマトになり、3条の要件は満たしているものと思われます。申請番号3番と同じく、農業者年金経営移譲年金のため親子間での使用貸借の再設定です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号4番について承認します。次に申請番号5番について確認委員の松下委員よりご説明をお願いします。

松下委員 親族間の貸借で何ら問題ないと思われます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。地図は7ページをご覧ください。申請地は自宅の隣接地で、農業年数は15年、農機具を所有し、主たる作物は柿、栗、梅になり、3条の要件は満たしているものと思われます。親族間の贈与です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号5番について承認します。次に申請番号6番について確認委員の鎌賀委員よりご説明をお願いします。

鎌賀委員 現地確認を行いました。特に問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号6番について説明いたします。地図は8ページをご覧ください。申請地は自宅の隣接地で、農業年数は45年、農機具を所有し、主たる作物は米、柿、みかんになり、3条の要件は満たしているものと思われます。譲受人の耕作面積拡大のための申請となります。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号6番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということで、申請番号6番について承認します。以上、議案第1号について6件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号1番については取り下げとなっています。内容について事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号1番については、現時点で都市整備課への協議が不十分なため、今回は保留とします。次回以降、他法令による許可の見込みがあると判断できてから審議します。議案書からは削除をお願いします。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について取り下げとします。次に、申請番号2番についても取り下げとなっていますので事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番については、現時点で都市整備課への協議が不十分なため、今回は保留とします。次回以降、他法令による許可の見込みがあると判断できてから審議します。議案書からは削除をお願いします。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番についても取り下げとします。次に申請番号3番について確認委員の中村委員より説明をお願いします。

中村委員 確認を行いましたが無ら問題ないと思われます。

境議長 補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は14ページです。申請人は、三拾町に居住する個人です。申請地は、登記地目上は畑となっていますが、実際は駐車場として平成30年から使用されています。今回、所有権を移転するにあたり、始末書添付での転用申請となりました。また、議案第1号1番3条申請のとおり所有農地と交換となっています。申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位

置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番について承認します。次に申請番号4番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 プレハブを設置し食肉の加工を予定されています。特に問題ないものと思われます。

境議長 補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明いたします。地図は15ページです。申請人は、岩古曾町に居住する個人です。経営する飲食店の事業拡大に伴い、商品の加工及びオンラインショップの発送準備のための作業場が不足するため、今回の転用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番について承認します。次に申請番号5番について確認委員の那須委員より説明をお願いします。

那須委員 譲受人は実家の横に住宅を建てられる予定です。特に問題ないものと思われます。

境議長 補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 5 番について説明いたします。地図は 16 ページです。申請人は、岩古曾町に居住する個人です。子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭になったため、住宅を建築する計画をたてたところ、申請地は小学校や商業施設にも近く、利便性がよく、宅地分譲に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 5 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 5 番について承認します。次に申請番号 6 番について確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 トラックの駐車場で特に問題ないものと思われます。

境議長 補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 6 番について説明いたします。地図は 17 ページです。申請人は、松山に居住する個人です。経営する運送会社が現在使用している駐車場借地が契約満期で立ち退く必要があり、代替地が必要と考え、本社から離れていないトラックが安全に出入りしやすい場所を探していたところ、申請地が条件に合致していたため転用申請となりました。申請地は第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 6 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 6 番について承認します。次に申請番号 7 番は取り下げとなりますので事務局より説明をお願いします。

- 事務局 申請番号7番については、現時点で都市整備課への協議が不十分なため、今回は保留とします。次回以降、他法令による許可の見込みがあると判断できてから審議します。議案書からは削除をお願いします。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号7番について委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので7番は今回取り下げとします。次に申請番号8番について確認委員の芥川高一委員より説明をお願いします。
- 芥川委員 現地確認を行いました、何ら問題ありませんでした。
- 境議長 補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号8番について説明いたします。地図は19ページです。申請人は、住吉町に居住する個人です。自身が会長を務める運送業が隣接地を乗り入れ口として使用しており、今回通路の拡幅及び敷地として利用するため転用申請となりました。また、申請地は、登記地目上は田となっていますが、実際は駐車場として平成17年頃から使用されています。今回、所有権を移転するにあたり、始末書添付での転用申請となりました。申請地は第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。
- 境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号8番について委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので8番について承認します。次に申請番号9番について確認委員の長溝委員より説明をお願いします。
- 長溝委員 記載事項のとおりで何ら問題ありませんでした。

境議長 補足説明がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 9 番について説明いたします。地図は 20 ページです。申請人は、新開町に居住する個人です。子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭になったため、住宅を建築する計画をたてたところ、近くに親類の土地があることから、今回の転用申請となりました。申請地は第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第 2 種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号 9 番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 9 番について承認します。以上、議案第 2 号について、6 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 23 ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。23 ページ 1 番から 4 番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。新たな利用権の設定と、現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。23 ページ 5 番から 23-2 ページ 15 番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規及び再設定です。次に 24 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田が 55,437 m<sup>2</sup>、畑が 2,925 m<sup>2</sup>、合計が 58,362 m<sup>2</sup>となっています。次に 25 ページをご覧ください。地区ごとに表示しております。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。今回は第 1 回ですので左右が同じです。第 1 回総会時点での令和 6 年の累計は、基盤法による利用権の新規設定が 3,930 m<sup>2</sup>、再設定が 11,

141 m<sup>2</sup>、農業公社による利用権の新規設定が 34,024 m<sup>2</sup>、再設定が 9,267 m<sup>2</sup>です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 3 号について承認します。次に報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。27 ページをご覧ください。解約件数は 4 件、総合計は 7 筆で 7,509 m<sup>2</sup>です。解約農地、地目、面積、賃貸人、借借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 1 号について承認します。次に報告第 2 号「許可不要転用届について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。29 ページをお開きください。地図は 30 ページです。番号 1 番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載のとおりです。農業用倉庫を設置するための転用になります。農地法施行規則第 29 条第 1 項において、「耕作の事業を行う者がその農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」は農地法第 4 条及び 5 条の許可が不要とされていますので、報告するものです。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第2号について承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございました。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 これをもちまして令和6年第1回の総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 安田 鷹嗣 印

議事録署名人 上村 博文 印